

第 3 章

計画の体系，役割

1 計画の体系

総合計画は、基本構想、基本計画及び実行計画によって構成します。

【基本構想】

▶ 計画期間は 8 年

計画期間は、市長の政策などとの整合を図るため、市長の任期を考慮し、2016（平成28）年度から2023（令和5）年度までの8年間とし、鈴鹿市まちづくり基本条例がめざすまちづくりの基本原則などに基づき、8年後に達成すべき本市の将来都市像を定めて取り組んでいくこととしています。

▶ 将来都市像の実現を図るための仕組み

総合計画では、将来都市像の実現を図るために、成果を確認しながら運用していく仕組みとしています。

基本構想においては、8年でめざす将来都市像に対する基本的なまちづくりの方向性として、「将来都市像を支えるまちづくりの柱」と「自治体経営の柱」を定めています。

また、「将来都市像を支えるまちづくりの柱」と「自治体経営の柱」がめざす状態を更に具体化し、市民と行政との協働によってめざす8年後の目標としたものが、都市のビジョンである「めざすべき都市の状態」です。

そして、将来都市像の達成度を総括的に測る成果指標と「めざすべき都市の状態」の達成度を測る成果指標を設定し、適切な進行管理を行う仕組みとしています。

▶ 基本構想は政策的な指示書

基本構想は、市のビジョンを示し、成果を確認しながら、将来都市像の実現を着実に図っていく役割を担うほか、個別分野の計画との関連、整合性を図り、基本計画や実行計画を含めた総合計画全体を効率的、効果的に進めるための政策的な指示書としての役割を担います。

具体的には、基本計画、実行計画にもそれぞれ目標数値を設定し、基本構想の実現に向けて絶えず進行管理を行っていくことを示すほか、基本計画の施策などの体系に基づき、個別分野における計画の取組との関連付けや整合を図るための方向性を示しています。

このほか、予算や行財政改革など行政マネジメントシステムの構築に関して、個々のマネジメントシステムを総合的に推進するための基本的な方向性を示しています。

【基本計画】

▶ 計画期間は前期 4 年，後期 4 年

基本計画は、基本構想に掲げた将来都市像などの実現に向けて、様々な分野における取組の具体的な方向性を、市長の任期を考慮して、前期、後期に分けて定め、計画期間はそれぞれ 4 年間としています。

▶ 前期の基本計画は行政経営計画としての位置付け

前期の基本計画は、将来都市像などの実現に向けて、行政が責任を持って取り組むべき施策などを取りまとめた行政経営計画としています。

ここでは、行政の各組織がめざすべき都市の状態に対してミッションを設定し、ミッションの実現のために組織が行う施策などを設定しています。

また、施策などには、それぞれ目標値を設定し、活動の具体的な成果を評価、検証し、次の取組につなげる仕組みを位置付けています。

➤ 後期の基本計画では、地域計画との連携を推進

後期では、行政経営計画に基づく取組とともに、地域計画による地域づくりの取組も進められるため、市民と行政がそれぞれの取組を相互に共有することで、協働のまちづくりを更に推進します。

このため、地域計画における住民主体の自助、共助による取組と行政経営計画との連携を図ることで、施策を効果的に推進します。

【実行計画】

➤ 計画期間は4年とし、毎年見直し

実行計画は、基本計画で定めた様々な分野における取組の具体的な方向性に基づき、個別の実施手段や事業費、スケジュールなどを示す事務事業で構成します。

計画期間は4年としますが、短期間での社会経済情勢の変化や、実施結果に基づく成果を検証しながら、毎年見直します。

また、各事務事業には、それぞれ目標数値を設定し、活動の進行管理を行います。

2 計画が果たす役割

▶ 総合計画を中心に計画的なまちづくりを推進

低成長・成熟型社会を見据えて、まちづくりの考え方や手法そのものの発想を大きく転換することが求められています。

また、社会経済情勢の変化に対応し、これからも豊かで安定した市民生活を維持していくため、市民と行政との協働、連携を前提に、地域社会全体の仕組みを、最適な状態にしていくことが必要です。

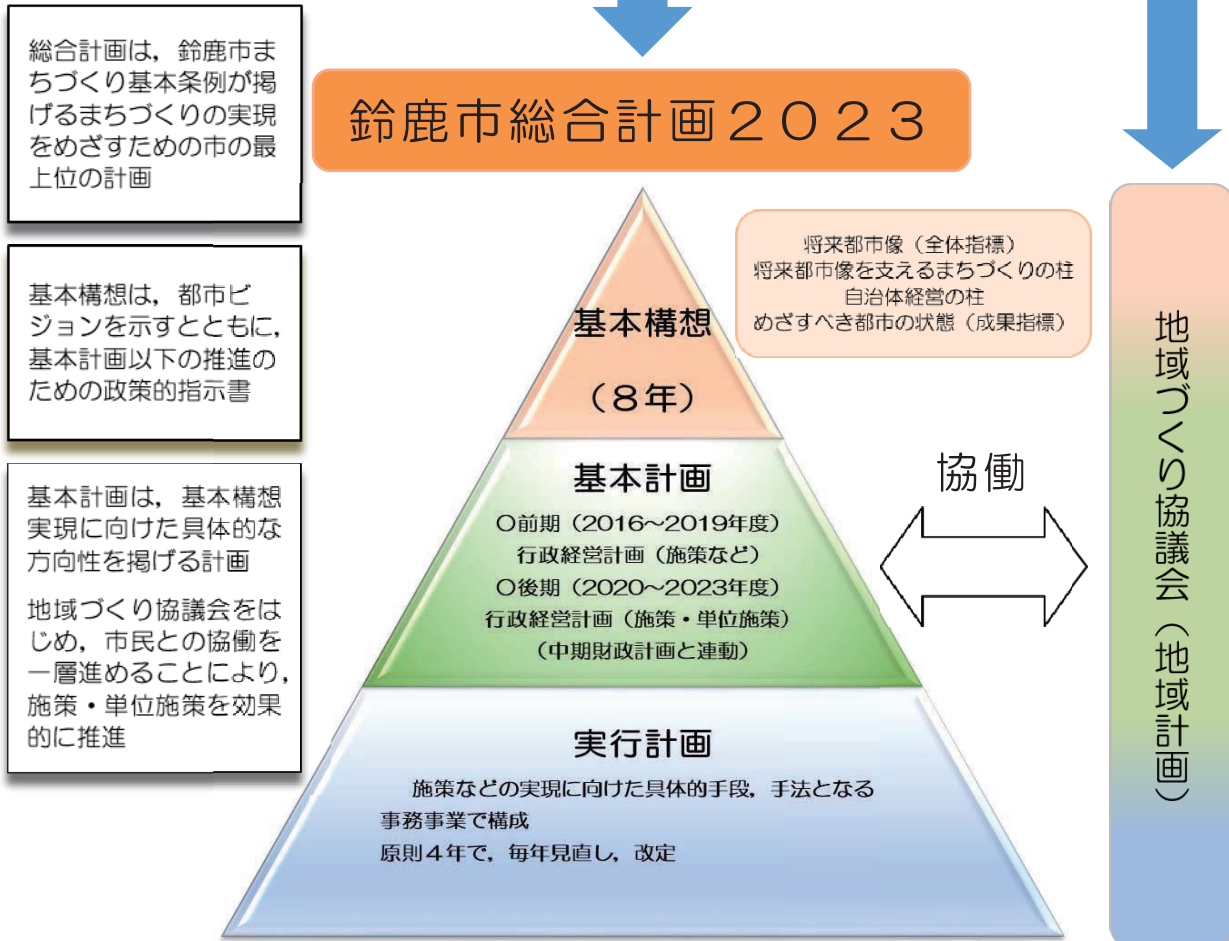
そこで、本市のまちづくりに関わる全ての仕組みや活動のよりどころとなる鈴鹿市まちづくり基本条例に、総合計画（基本構想など）の策定根拠を設け、同条例がめざすまちづくりを具現化するための最上位計画として、総合計画を位置付けています。

このように総合計画は、鈴鹿市まちづくり基本条例に掲げる「まちづくりの基本原則」、「まちづくりを推進するための仕組み」、「行政運営」などの規定に則り、2023（令和5）年までの進むべきまちづくりの方向性を定め、行政経営及び市民との協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に進める役割を持っています。

鈴鹿市総合計画2023の体系図

鈴 鹿 市 ま ち づ く り 基 本 条 例

まちづくりの基本原則等を普遍的に定めた条例



	鈴鹿市総合計画2023								(次期) 総合計画⇒			
	基本構想								(次期) 基本構想⇒			
	基本計画（前期） 【 行政経営計画 】				基本計画（後期） 【 行政経営計画 】				(次期) 基本計画（前期）			
年度：2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
作成	実行計画（前期）											
	作成	見直し										
		作成	見直し									
			作成	見直し								
				作成	実行計画（後期）							
					作成	見直し						
						作成	見直し					
							作成	見直し				
								作成	次期実行計画（前期）			
← 首長任期 →				← 首長任期 →				← 首長任期 →				

